

# 山陽小野田市花壇コンクール実施要項

令和8年3月1日

## 1 目的

花の生育を通じて、地域コミュニティの結びつきを強め、協働によるまちづくりをすすめるとともに、春と秋に花壇コンクールを実施することにより、市が実施する「花いっぱい運動」の全市的な取り組みの拡充を目的とする。

## 2 応募資格

市内で花を育てている者

## 3 審査

- (1) 審査員による現地審査を行う。
- (2) 審査は、花壇の管理状況 デザイン・配置 取り組み・姿勢を採点する。

## 4 賞及び表彰

花壇コンクールの各賞は次のとおりとし、受賞者決定後に表彰式を行う。

- (1) 最優秀賞は「一般の部」「学校・保育園・幼稚園の部」「個人の部」に分け、審査員が総合的に最優秀にふさわしいと認めたものを選出する。  
ただし、該当者なしとする場合がある。
- (2) 優秀賞は最優秀賞受賞者を除く上位10位程度とする。
- (3) 新人賞は過去3年以内に新規で参加した者であって、最優秀賞及び優秀賞を除く上位1位とする。  
ただし、過去に花壇コンクールにおいて、受賞歴のある者は除外する。
- (4) 審査員が必要と認める場合は、特別賞を授与する。

## 5 モデル花壇

- (1) 花壇コンクールにおいて、令和2年4月1日以降に、通算3回最優秀賞を受賞した者を「モデル花壇」に指定する。  
なお、指定は1回限りとする。
- (2) 「モデル花壇」に指定を受けた者は、花いっぱい運動の趣旨に沿った活動を継続するよう努めるものとする。
- (3) 「モデル花壇」に指定を受けたコンクールの次回開催分に限り、応募資格を停止する。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、コンクールの実施及び審査等に関して必要な事項は、別に定める。